

平成25年度第1回

恵庭市保健センター運営協議会

○ 日 時 平成25年8月1日（火）午後7時

○ 場 所 恵庭市保健センター2階多目的ホール

【 次 第 】

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶

4. 委員紹介

5. 正・副会長選出

6. 会長挨拶

7. 報告事項

（1）平成24年度保健事業実施報告について

資料1

（2）平成25年度保健事業の推進について

資料2

（3）千歳保健所からの情報提供について

（4）その他

8. 閉会

《 資 料 目 次 》

I 事業実績報告

1. 健康診査等事業 ————— 1	8. 夜間診療所運営事業 ————— 8
(1) 健康診査、各種健（検）診事後管理、 特定保健指導	9. 救急医療対策事業 ————— 8
(2) 肝炎ウイルス健診	10. 介護予防事業 ————— 9
(3) 各種がん検診事業	(1) 二次予防事業対象者把握事業
(4) がん検診推進事業	(2) 二次予防事業
	(3) 一次予防事業
	(4) 地域介護予防活動支援事業
2. 健康増進事業 ————— 2	11. 精神保健福祉事業 ————— 12
(1) 健康づくり計画・食育推進計画策定事業	(1) 精神障害者保健福祉手帳申請認定事務
(2) 健康教育事業	(2) 普及啓発
(3) 健康相談事業	(3) 相談・訪問指導
(4) 健康まつり事業	(4) 地域生活支援
(5) 機能訓練・訪問指導事業	12. 障がい者自立支援事業 ————— 13
3. 母子保健事業 ————— 4	(1) 自立支援医療（精神）
(1) 母子健康手帳の交付	(2) 自立支援給付事業
(2) 妊婦・両親教室	13. 献血事業 ————— 14
(3) 妊婦健康診査	14. 薬物乱用防止事業 ————— 14
(4) 特定不妊治療費助成	15. 保健センター運営協議会事業 — 14
(5) 乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問	16. 保健センター維持管理事業 — 15
(6) 乳幼児健診	17. 保健センター運営事業等 — 15
(7) 先天性股関節脱臼検診	(1) 医療顧問の設置
(8) 育児教室、育児相談	(2) 広報啓発
(9) 小児救急普及啓発事業	(3) 各種補助事業
4. 歯科保健事業 ————— 6	II 予算執行状況 ————— 16
(1) 幼児歯科健診・相談、フッ素塗布	
(2) 成人歯科健診・相談・教育	
(3) 歯科口腔保健普及啓発事業	
5. 食育推進事業 ————— 7	
(1) 食育講演会、食育講座	
6. 予防接種事業 ————— 7	
(1) 予防接種事業	
(2) 子宮頸がん等ワクチン接種事業	
(3) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業	
7. 感染症予防事業 ————— 8	
(1) エキノコックス症健診	

I 事業実績報告

1. 健康診査等事業

(1) 健康診査、各種健（検）診事後管理、特定保健指導

- ・国民健康保険加入者(40～74歳)に対し、特定健康診査を実施しています。
- ・生活保護世帯及び35歳～39歳の市民に対し、健康診査を実施しています。
- ・特定健康診査(健康診査)の結果、内臓肥満に加えて、血糖、血圧、脂質、喫煙習慣の有無のリスクの個数により積極的支援、動機付け支援に階層化され、特定保健指導(保健指導)が実施されます。(高血圧、糖尿病、脂質異常症で治療中の方は除く)
- ・国民健康保険加入者の特定健康診査受診率は、保健課把握分で17.6%。
- ・特定保健指導については、対象者全体のうち、積極的支援利用者が18.3%、動機付け支援利用者が38.0%となっています。

				23年度			24年度		
				国保(40～74歳)	35～39歳	生保	国保(40～74歳)	35～39歳	生保
健診受診数	結果			2,083 (17.9%)	31	1	2,072 (17.6%)	42	1
		メタボ非該当		1,538 (73.8%)	25	0	1,571 (75.8%)	41	0
		メタボ該当		313 (15.0%)	1	0	285 (13.8%)	0	0
		予備軍		232 (11.1%)	5	1	215 (10.3%)	1	1
		判定不能					1 (0.5%)		
保健指導	対象利用	積極的		67 (3.2%)	3	0	60 (2.9%)	0	0
		動機付け		208 (9.9%)	2	1	221 (10.7%)	0	1
		積極的		13 (19.4%)	1	0	11 (18.3%)	0	0
		動機付け		69 (33.2%)	0	1	84 (38.0%)	0	1

※ 平成25年6月末現在 保健課把握データ

(2) 肝炎ウイルス健診

- ・平成23年度より、特定の年齢に達した市民に、個別通知による受診の勧奨・検診料の減免を実施しています。

勧奨通知送付対象 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳(6,407人)

	勧奨通知者	受診者	C型陽性	B型陽性
20年度		97	1	1
21年度		125	2	1
22年度		57	0	1
23年度	5,973	289	2	6
24年度	6,407	304	1	6

(3) 各種がん検診事業

- ・精検者率は胃がん7.16%、大腸がん8.66%、肺がん4.63%、乳がん3.84%、子宮頸がん1.66%となっています。

	胃がん			大腸がん			肺がん		
	受診者	要精検	がん	受診者	要精検	がん	受診者	要精検	がん
20年度	1,592 (41)	148	1	1,637 (47)	130	3	1,429 (36)	79	1
21年度	2,004 (43)	132	3	2,097 (42)	173	7	2,189 (48)	101	1
22年度	1,904 (43)	137	1	2,001 (42)	151	2	2,241 (65)	107	1
23年度	2,039 (55)	140	2	2,500 (73)	178	4	2,015 (41)	70	0
24年度	2,068 (64)	148	5	2,404 (72)	208	8	1,986 (43)	92	1

	乳がん(がん検診推進事業含)			子宮がん(がん検診推進事業含)			備 考
	受診者	要精検	がん	受診者	要精検	がん	
20年度	985 (122)	45	10	872	3	0	胃・肺・大腸がん個別検診開始
21年度	1,626 (132)	52	8	1,545	19	1	女性特有がん検診推進事業開始
22年度	1,394 (91)	42	3	1,446	18	1	
23年度	1,441 (162)	32	2	1,377	14	0	がん検診推進事業開始
24年度	1,144 (98)	44	7	1,332	21	0	

() は35～39歳受診者数

(4) がん検診推進事業

- 平成23年度より、従来の子宮頸がん・乳がんに加え、大腸がんについても、特定の年齢に達した市民に、検診料金が無料となるクーポン券の送付を実施しています。

クーポン券有効期間 平成24年6月1日～平成25年2月28日(9ヶ月間)

クーポン券送付対象 子宮頸がん検診 20歳、25歳、30歳、35歳、40歳
乳がん検診 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳
大腸がん検診 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳

クーポン券送付者数・受診者数・受診率

23年度										
子宮頸がん検診				乳がん検診				大腸がん検診		
年齢区分	送付者数	受診者数	受診率	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率	送付者数	受診者数	受診率
20歳	406	38	9.4%	40歳	495	149	30.1%	1,012	119	11.8%
25歳	362	48	13.3%	45歳	464	116	25.0%	918	100	10.9%
30歳	409	82	20.0%	50歳	444	86	19.4%	868	74	8.5%
35歳	498	138	27.7%	55歳	422	85	20.1%	864	94	10.9%
40歳	495	149	30.1%	60歳	558	112	20.1%	1,137	137	12.0%
計	2,170	455	21.0%	計	2,383	548	23.0%	4,799	524	10.9%
24年度										
子宮頸がん検診				乳がん検診				大腸がん検診		
年齢区分	送付者数	受診者数	受診率	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率	送付者数	受診者数	受診率
20歳	369	45	12.2%	40歳	492	111	22.6%	1,011	96	9.5%
25歳	342	65	19.0%	45歳	402	89	22.1%	803	70	8.7%
30歳	397	98	24.7%	50歳	477	68	14.3%	925	64	6.9%
35歳	487	161	33.1%	55歳	460	76	16.5%	873	81	9.3%
40歳	492	114	23.2%	60歳	528	90	17.0%	1,064	123	11.6%
計	2,087	483	23.1%	計	2,359	434	18.4%	4,676	434	9.3%

2. 健康増進事業

(1) 健康づくり計画・食育推進計画策定事業

- 平成25年度から平成29年度までを計画期間として、「恵庭市健康づくり計画（後期計画）」と「第2次恵庭市食育推進計画」の両計画を策定しました。
- 恵庭市健康づくり計画は、保健センター連絡協議会や関係部署による検討部会等と協議しながら、生活習慣病の発症や重症化予防を重視し、身体活動や喫煙、歯などの9領域の健康課題への取組みによる健康づくり推進を目的としたものです。
今回の計画では、恵庭市の現状として健康寿命や死亡率、医療費や特定健康診査等の年齢別受診率などを全国・全道と比較しながら、客観的な評価指標を示しています。
- 第2次恵庭市食育推進計画は、恵庭市食育推進協議会を設置し、ワーキング会議など市民の意見も取り入れ、「生涯食育 いろどりごはんてえびす顔」をスローガンに、「食」をとおして健康をつくる・人を育む・地域をつくることを目標としたものです。
- 両計画とも「概要版」を作成・配布しており積極的に推進に努めています。

(2) 健康教育事業

①健康教育

- 町内会の健康学習会や様々な団体からの出前講座の依頼により地域に出向き、健康に関する講話や実技を実施しました。

集団健康教育									
20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
74	1,458	75	1,525	85	2,002	94	2,161	68	1,527

《集団健康教育の内訳》

	健康学習会		健康増進事業		ウォーキング(*1)		高齢者健康教育事業	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
20年度	42	765	24	304	6	217		
21年度	43	758	14	141	11	452		
22年度	58	1,154	7	124	7	304		
23年度	61	1,193	16	117	4	159		
24年度	59	1,282	6	165	3	80	3	78

*1:ウォーキング普及事業の詳細は下段②のとおり。

②ウォーキング普及事業

- ・平成19年度より「えにわ楽々歩こう会」と協働でウォーキングの普及を進めています。
- ・平成24年度「さわやかウォーキング」は計2回、平成24年5月・9月（健康まつりと同時）に開催しました。

	ウォーキング普及				ウォーキングマップ作成会議					
	さわやかウォーキング		講習会		作成会議		役員会		実地踏査	
	回数	延数	回数	延数	回数	延数	回数	延数	回数	延数
20年度			3	162						
21年度	1	82	4	121	3	21				
22年度	1	135	2	38						
23年度	2	107	2	52						
24年度	2	63	1	17						

※ H19度マップ完成、H21度マップ改訂版作成

(3) 健康相談事業

- ・保健事業のあらゆる機会を活用し、健康相談に応じています。

	回 数	人 数	内訳			
			総合健康相談		重点健康相談	
			回数	人数	回数	人数
20年度	212	1,253	169	509	43	744
21年度	213	1,248	170	387	43	861
22年度	221	1,358	170	473	51	885
23年度	161	1,067	105	185	56	882
24年度	171	1,441	88	241	83	1,200

(4) 健康まつり事業

- ・幅広い年代層への啓発を図るため、えにわスポーツフェスティバルとの同時開催で実施しました。
小中学生はじめその保護者、競技参加者の若い世代の参加が多くありました。
- 開催日 平成24年9月23日（日）
- 開催場所 恵庭市総合体育館
- 来場者数 900人

(5) 機能訓練・訪問指導事業

①機能訓練教室

- ・疾病、外傷その他の原因による身体または精神機能の障害または低下に対する訓練を行う必要のある40～64歳の者に対して、心身の機能の維持回復に必要な訓練を行うことで、日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることの予防を目的に、生活機能向上教室（介護予防事業）と一体的に実施しました。
- ・体力の維持・向上が図られ、外出や他者との交流の機会となりました。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回 数	51	50	50	50	46
実人数	3	4	3	3	3
延 人 数	148	153	149	103	95

②訪問指導

- 療養上の保健指導が必要であると認められる者に対して、保健師等が訪問して、健康問題を総合的に把握し、心身機能の低下の防止と健康増進を図ることを目的としています。
- 対象は、40～64歳の市民で、閉じこもり予防や介護予防で保健指導が必要な者、介護家族等です。

	訪問指導	
	実人数	延人数
20年度	17	24
21年度	5	7
22年度	5	9
23年度	8	12
24年度	6	7

3. 母子保健事業

(1) 母子健康手帳の交付

- 全届出について保健センターで保健師が面接・保健指導を行い、早期からの支援が必要な場合は妊娠中から支援を開始しています。
- 母子健康手帳交付時に、併せて妊婦健康診査受診票の交付・マタニティマークストラップを配布しています。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
妊娠届出数	576	609	532	538	527	
手帳交付数	577	611	537	569	531	(再交付は除く)
ストラップ 配布数	576	609	588	580	527	(再交付は除く)

(2) 妊婦・両親教室

- 健やかな妊娠期を過ごすために保健指導のほか歯科保健指導や調理実習・栄養指導も実施しています。
- 両親教室では父親母親の役割や夫婦で育児に臨むための学びの場として、沐浴実習なども取り入れながら実施しています。

	妊婦教室			両親教室		
	回数	延人数	参加率※	回数	参加組数	参加率
20年度	18	283	37.4%	6	100	39.7%
21年度	18	328	38.1%	6	125	43.6%
22年度	18	242	33.1%	6	101	47.9%
23年度	18	206	29.1%	6	98	41.5%
24年度	18	210	32.6%	6	93	43.3%

※1コース（3回）の平均参加率

(3) 妊婦健康診査

- 健診受診票（一般健診14回分、超音波検査4回分）を交付し健診費用を助成しています。
- 支援が必要な妊婦については、健診の受診状況を適宜確認しながら支援を継続しています。

	受診券 交付人 数	妊婦一般健康診査														超音波検査				
		一般 健診1	一般 健診2	一般 健診3	一般健診4		一般 健診5	一般 健診6	一般 健診7	一般 健診8	一般 健診9	一般 健診10	一般 健診11	一般 健診12	一般 健診13	一般 健診14	15	16	17	18
					医療機関	助産所														
22年度	588	522	511	462	475	1	490	434	402	530	454	523	484	494	393	275	483	512	504	512
23年度	580	509	501	465	442	0	503	431	389	423	407	468	439	438	358	253	495	476	487	469
24年度	564	507	497	427	444	0	471	432	417	446	427	465	456	427	348	235	461	460	480	466

(4) 特定不妊治療費助成

- 平成23～24年度の助成55件のうち32.7%が妊娠に至っています。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
助成件数	18	25	15	25	30

(5) 乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問

- 専任の赤ちゃん訪問指導員2名と保健師が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育・健康を確認しながら育児に必要な情報の提供や制度紹介、保健指導を実施しています。
- 養育支援家庭訪問は、子どもに発育や健康の問題があったり、妊婦や養育者が健康不調や育児困難を抱えているなどの家庭を訪問します。また、北海道養育者支援システムの情報提供をうけて早期に行う訪問や、虐待予防のために行う訪問としても実施しています。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
赤ちゃん訪問	250	423	520	506	470
養育支援訪問	47	46	98	99	103

(6) 乳幼児健診

① 3～4か月児・9～10か月児健康診査

- 未受診家庭には電話や文書等で受診勧奨を行い、連絡がつかない家庭には訪問などで状況把握を行っています。9～10か月児健診では、育児支援のひとつとして「ブックスタート事業」と連動して実施しています。

	対象者	受診数	受診率	要精検	要観察
20年度	1,195	1,172	98.1%	6	168
21年度	1,135	1,113	98.1%	7	189
22年度	1,140	1,140	100.0%	7	273
23年度	1,100	1,074	97.6%	8	329
24年度	1,012	998	98.6%	12	292

② 1歳6か月児・3歳児健康診査

- 1歳6か月児健診・3歳児健診ともに高い受診率で推移しています。
- 未受診者対策として、家庭訪問を行うなどして子どもの健康状態や養育状況の全数把握に努め、必要な保健指導を行うなど、幼児期の支援を行っています。

《1歳6か月児健診》

	対象者	受診数	受診率	要精検	要観察
20年度	613	561	91.5%	8	152
21年度	612	599	97.9%	7	120
22年度	582	569	97.8%	10	168
23年度	566	555	98.1%	13	208
24年度	549	539	98.2%	5	170

《3歳児健康診査》

	対象者	受診数	受診率(%)	要精検	要観察
20年度	598	562	94.0%	14	75
21年度	633	597	94.3%	24	72
22年度	637	621	97.5%	22	77
23年度	610	588	96.4%	32	89
24年度	609	583	95.7%	32	111

(7) 先天性股関節脱臼検診

- 検診は3～4か月児を対象に市内整形外科病院に委託し実施しています。

	対象者	受診数	受診率(%)	有所見	要治療
20年度	580	525	90.5%	17	0
21年度	564	522	92.6%	10	0
22年度	566	523	92.4%	12	0
23年度	538	474	88.1%	8	0
24年度	501	464	92.6%	13	0

(8) 育児教室、育児相談

- ・子どもの健やかな成長と児童虐待防止の観点から、子どもの発育発達や健康について、育児相談や教室・家庭訪問など複合的に支援を行っています。
- ・子育て検討会・養育支援事例検討会による支援の検討や、要保護児童ネットワーク協議会個別会議により関係機関と連携を図るなどして、継続的な支援を行っています。

	育児教室		子育て講座等		(再掲) 思春期保健		乳幼児相談		母乳育児相談		来所 面接
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	件数
20年度	12	257	10	96			12	132	12	43	38
21年度	12	263	18	535	再掲2	再掲281	12	285	12	46	108
22年度	12	275	26	721	再掲13	再掲454	12	360	12	44	80
23年度	12	249	10	114	再掲7	再掲323	12	302	12	39	49
24年度	19	300	10	109	再掲8	再掲316	12	233	12	44	66

(9) 小児救急普及啓発事業

- ・平成23年度に作成配布した、小児救急の判断・対処法を掲載した「子どもの救急」冊子を改定し子どもの不調や病気に対する家族の不安軽減や適切な受診行動への啓発を図りました。
 - 冊子仕様 A 5 版、24 ページ
 - 配布対象世帯 未就学児のいる家庭
 - 配布方法 乳児家庭全戸訪問事業、子育て支援センターほか

4. 歯科保健事業

(1) 幼児歯科健診・相談、フッ素塗布

① 幼児歯科健診

- ・口腔内の状況は「う歯のない者の割合」・「一人平均う歯数」は1歳6か月児歯科健診 95.7% 0.13本、3歳児歯科健診80.1%、0.75本で、月齢が上がるにつれ平均う歯本数が増加しています。しかし「う歯のない割合」は増えており、う歯のある子どもは状態が重症化していると考えられます。

	1歳6か月児歯科健診					3歳児歯科健診					
	対象者	回数	人数	要指導	要治療	対象者	回数	人数	要指導	要精検	要治療
20年度	613	12	587	41	17	598	24	556	42	0	125
21年度	612	12	599	52	24	633	24	596	51	5	148
22年度	582	12	567	53	23	637	24	618	54	0	158
23年度	566	12	553	89	29	610	24	583	35	0	135
24年度	549	12	539	90	23	609	24	580	45	0	121

② う歯予防対策事業（フッ素塗布）

- ・1歳6か月児健診受診者の74.0%がフッ素塗布を受け、そのうち72.2%が初回塗布となっています。今後も9～10か月児健診において乳歯萌出後からの塗布を勧奨していきます。
- ・3歳児健診受診者の62.8%がフッ素塗布を受けており、3回以上フッ素塗布の割合が45.9%で継続的な塗布に繋がっています。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
塗布者	2,331	2,388	2,462	2,366	2,267

(2) 成人歯科健診・相談・教育

- ・ 歯科健診は、特定健康診査集団健診(保健センター・市民会館)と同時に実施しています。妊婦の歯科健診も併せて行い、52名 (39.0%) の受診がありました。
- ・ 結果は、82.7%が「要医療」となっています。
- ・ 健康教育においては歯科保健がテーマの依頼が増加しています。
- ・ 歯科口腔の健康づくりに関する普及啓発として、8020運動推進週間(11月)を実施しました。

	相 談 (健診)						健康教育(地域)	
	回数	人数 (妊婦再)	結果				回数	人数
			問題なし	要指導	要精検	要医療		
20年度	5	80 (3)	4	6	0	70	0	0
21年度	5	104 (21)	16	15	0	73	2	32
22年度	5	89 (33)	12	16	0	61	4	73
23年度	5	134 (33)	28	18	0	88	11	163
24年度	7	133 (52)	13	9	0	*110	13	297

*1名指導のみ

(3) 歯科口腔保健普及啓発事業

- ・ 主に中高年の市民に対して、歯科口腔保健に関する知識や歯科疾患の予防に向けた取り組みへの普及啓発としていい歯の日(11月8日)にあわせた歯科医師による講演会や、身近な地域(日常生活圏域3ヵ所)で、口腔機能の評価と医師の講話を合わせた教室事業を実施しました。

	講演会		健口教室	
	回数	人数	回数	人数
24年度	1	28	3	59

※ 在宅歯科保健事業 (平成23年度をもって終了。平成24年度より上記事業に転換)

	口腔衛生指導		訪問歯科健診		訪問歯科診療	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	機器使用実/延
20年度	0	0	0	0	2	2/2
21年度	1	1	0	0	0	0/0
22年度	0	0	0	0	0	0/0
23年度	0	0	0	0	0	0/0

5. 食育推進事業

(1) 食育講演会、食育講座

- ・ 食育推進協議会を設置し、5ヵ年の第2次食育推進計画を策定しました。
- ・ 関係部署と連携して食育月間に道の駅で食育展示を実施しました。

	講演会		講座・講話		食育展示	協議会
	回	人数	回	人数	事業名	開催回数
20年度	1	76	5	53	食と健康まつり	懇話会 2
21年度	1	121	9	93	健康まつり	懇話会 1
22年度	1	133	9	283	健康まつり	懇話会 1
23年度	1	81	10	196	健康まつり・食育月間	懇話会 2
24年度	1	82	10	135	健康まつり・食育月間	3 ワーキング会議3回

6. 予防接種事業

(1) 予防接種事業

- ・ 本市に居住する市民で予防接種法施行令第1条の対象者に対し、医師会との連携のもと予防接種を実施しました。

《接種者数・受診者数》

	ポリオ		四種混合	三種混合	二種混合		麻しん・風しん			BCG	インフルエンザ	結核検診 (再掲)
	不活化	生ワクチン			未就学児	11歳・12歳	混合	麻しん	風しん	未就学児		
20年度		1,262		2,485	0	450	2,268	10	13	576	6,849	1,429
21年度		1,109		2,353	0	467	2,179	12	16	563	5,964	2,189
22年度		1,129		2,288	0	459	2,298	23	6	569	7,384	2,241
23年度		953		2,142	0	339	2,142	15	9	534	7,027	2,015
24年度	1,529	458	356	1,850	0	458	2,074	2	7	481	7,148	1,986

※ポリオはH24.9に不活化ワクチンへ切り替え。一人当たり所要接種回数増(生2回→不活化4回)

※四種混合はH24.11より開始(三種混合+不活化ポリオ)。

※麻しん・風しんは平成20年度～平成24年度の5年間に限り3期・4期接種実施している。

(2) 子宮頸がん等ワクチン接種事業 ＊平成23年1月開始

	子宮頸がん予防ワクチン	ヒブワクチン	小児肺炎球菌ワクチン
22年度	577	769	792
23年度	3,235	2,249	2,757
24年度	941	2,131	2,169

(3) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業

- 平成24年6月より、75歳以上の市民を対象に、任意の予防接種である高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用のうち3,000円を助成する事業を開始しました。

《接種者数》

24年度	427
------	-----

7. 感染症予防事業

(1) エキノコックス症健診

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受診者数	42	51	75	68	56
擬陽性	0	0	0	0	0
陽性	0	0	0	0	0

8. 夜間診療所運営事業

- 本市における休日・夜間等の救急医療体制の空白を解消するため、夜間急病診療所の運営と医師会と連携し、市内当番医療機関による輪番制で対応しています。
- 平成23年5月より、夜間急病診療所の診療は内科・小児科系とし、土曜診療(午後)を開始、休日診療を拡大しています。また、市内当番医療機関については、けが等の外傷の診療としています。

《夜間急病診療所の患者数》

	夜間診療		休日診療		土曜診療		患者数計
	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	
22年度	359	2,265	26	733			2,265
23年度	360	2,297	43	1,372	36	424	4,093
24年度	359	2,271	58	1,851	41	444	4,566

《市内当番医療機関の患者数》

	夜間診療		休日診療		年末年始診療		土曜診療		患者数計
	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	
22年度	231	637	39	2,242	6	570	30	524	3,973
23年度	242	639	62	1,977	6	748	50	599	3,963
24年度	243	611	64	1,562	6	739	50	520	3,432

9. 救急医療対策事業

- 夜間急病診療所の運営等一次救急医療の整備、二次救急医療との連携等について協議する「救急医療対策会議」を設置しました。
- 委員数は医師会、薬剤師会、看護師、一般市民、行政職員9名で構成。

	回数	開催日程	出席者数	審議内容
24年度	1	H24.10.16	8	(1)夜間・休日救急医療について (2)夜間急病診療所の名称変更について (3)二次救急医療機関への助成について (4) (仮称) 救急安心センターさっぽろについて

10. 介護予防事業

(1) 二次予防事業対象者把握事業

①訪問相談活動

- ・訪問により高齢者の実態を把握し、要介護状態や虚弱化をもたらす主要な危険因子を早期に発見することを目的に実施しています。
- ・65歳以上の高齢者(要介護・支援者を除く年度内75歳に到達する者、本人・家族・関係機関等からの連絡等)が対象です。
- ・実765人中、75歳到達者は536人、75歳到達者家族は139人、継続者ほか90人となっています。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実人数	668	592	689	744	765
延人数	792	690	810	826	830

②あたまの元気度相談

- ・認知症等の早期対応を目的とした、評価を含む個別相談及び指導事業です。認知症の傾向あり(保健指導レッド)3人、認知症の傾向ややあり(保健指導イエロー)12人、問題なし(保健指導グリーン)21人他に対して、評価に基づき必要な保健指導を実施しました。

	回数	延人数	総合評価(保健指導)			
			グリーン	レッド	イエロー	その他
20年度	4	42	12	3	23	4
21年度	4	36	18	5	13	0
22年度	4	48	20	5	21	2
23年度	4	38	17	5	15	1
24年度	4	38	21	3	12	2

(2) 二次予防事業

①高齢者体力向上トレーニング教室(通所型介護予防事業)

- ・運動器の機能向上が必要とされた二次予防事業対象者に対して、運動を指導し、運動方法を身につけることで生活機能の向上を図ることを目的に実施しました。
- ・1コース12回(1回/週、3ヶ月)を3コース実施しました。
- ・初回、終回のアセスメントができた5人中全員が基本チェックリストの運動器に関する項目が維持・改善され、2人が二次予防事業対象者の要件から外れました。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	24	36	36	36	36
実人数	17	39	20	12	5
延人数	165	436	228	107	55

②口腔機能向上教室(通所型介護予防事業)

- ・口腔機能向上に関する指導を実施して、口腔機能向上を図り生活機能の向上を目的としています。
- ・対象は、二次予防事業対象者のうち、口腔機能の向上が必要とされた者で3か月間3回1コースです。
- ・内容は、歯科医師・歯科衛生士による口腔機能チェック 歯科衛生士・言語聴覚士による健康教育等です。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	8	12	12	12	12
実人数	25	27	19	19	20
延人数	88	93	63	49	45

③生活機能向上教室（通所型介護予防事業）

- ・二次予防事業対象者に対し、他者とのコミュニケーションや運動の改善の指導などを行うことで生活機能の向上を図ることを目的に実施しました。
- ・1コース12回（1回/週、3ヶ月）を3コース実施しました。
- ・初回、終回のアセスメントができた14人中、主観的健康感12人が維持・改善されました。また、基本チェックリストでは運動器12人、閉じこもり14人、認知 10人、うつ8人が維持・改善されました。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	39	39	39	39	36
実人数	23	23	19	21	14
延人数	260	262	194	233	150

④訪問型介護予防事業

- ・訪問指導による、うつ・認知症・閉じこもり・口腔機能・栄養改善に取り組むことで、生活機能向上を図ることを目的としています。
- ・二次予防事業対象者のうち、介護予防プランでうつ予防・認知症予防・閉じこもり予防・口腔機能向上・栄養改善が必要とされた者で、かつ口腔機能向上については通所型事業の参加が困難な者です。
- ・内容は、事前事後アセスメントと訪問による個別指導等です。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実数	2	1	2	1	0
延人数	2	1	5	1	0
備考	訪問栄養指導2	訪問栄養指導1	訪問栄養指導2	訪問栄養指導1	-

（3）一次予防事業

①介護予防講演会

- ・介護予防に関する知識の普及啓発により、高齢者の心身の健康の保持増進、高齢者が自立した生活を送れるよう市民の介護予防への関心と理解を深めることを目的に実施しました。

テ ー マ	講 師	参加人数
今日からできる認知症予防	札幌医大保健医療学部 教授 池田 望 氏	68
膝痛予防のための今自分にできること	医療法人社団 我汝会えにわ病院 医師 木村 正一	57

②ますます元気教室

- ・訪問等で把握された虚弱高齢者に対して、運動、栄養、口腔機能に関する健康教育等を実施し、介護予防に関する知識の普及・啓発を目的に実施しました。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	9	6	6	6	3
延人数	60	36	37	35	20

③バランスアップ教室

- ・65歳以上の市民を対象に転倒予防の正しい知識の提供と、転倒しない体づくりに必要な運動指導を行い、運動の生活習慣化を図ること、運動の効果の普及・啓発を目的に実施しました。
- ・1コース1回を コース実施しました。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	4	4	4	3	3
延人数	54	52	33	41	51

④言語嚥下相談・講演会

《言語嚥下相談》

- 在宅者で脳卒中の後遺症などで言語障害や飲み込みに障害がある方に対して言語聴覚士による相談・指導を行いました。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	2	2	2	2	2
実人数	8	6	7	6	3

《言語嚥下講演会》

- 言語障害や嚥下障害についての理解や関心を深めるための普及啓蒙の研修会を開催しました。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	1	1	1	1	1
参加人数	37	38	24	27	45

⑤老人クラブ健康教育

- 生活習慣病予防・健康増進などに関する正しい知識の普及を図ると共に、健康の保持増進と健康への自覚を高めることを目的としています。
- 老人クラブ会員等を対象に実施しました。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	42	45	40	41	33
参加人数	1,562	1,472	1,168	1,395	1,169

H24年度より老人クラブのみ計上

⑥老人クラブ健康相談

- 高齢者やその家族等に、生活習慣の改善、リハビリ方法などの個別相談に応じることで、介護予防を推進することを目的としています。
- 老人クラブ会員を対象に実施しました。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	50	48	50	38	27
参加人数	1,177	1,100	1,012	825	744

H24年度より老人クラブのみ計上

(4) 地域介護予防活動支援事業

①介護予防地域リーダー支援事業

《いきいき100歳体操サポーター養成》

- 介護予防のための「いきいき100歳体操」をサポートするために、市民ボランティアとして参加・協力してもらえらる人材を育成することで、1) ボランティア自身の生きがい・健康づくり 2) 体操の地域展開等の社会資源づくり 3) 元気な高齢者が虚弱高齢者を支えるシステムづくりを目的に実施しました。
- 概ね前期高齢者を想定しています。
- 平成24年度は新規に市内3ヶ所で「いきいき100歳体操」を開始しています。

	養成(通常)			実践			養成(地域展開)		
	回数	実数	延数	回数	実数	延数	回数	実数	延数
20年度	12	32	117	39	34	390			
21年度	12	22	83	39	27	316	2	10	18
22年度	12	27	96	39	27	330	4	19	36
23年度	12	20	71	39	20	194	4	18	34
24年度	12	23	93	36	26	195	4	16	31

※ 養成(通常) …1コース4回を3コース実施

実践…1コース12回(1回/週 3ヶ月) 3コース実施

養成(地域展開) …地域で実施するための養成を実施。1コース2回を2コース

《いきいき100歳体操実施地域（事後）》

	地 域	開始時期	会 場
20年度	相生町地区	平成20年6月	相生会館
	文京町地区	平成20年11月	文京会館
	恵央町地区	平成20年11月	恵央町集会所
	駒場町地区	平成21年4月	桜町会館
21年度	北柏木地区	平成22年3月	北柏木会館
	島松仲町地区	平成22年4月	島松市民センター
22年度	恵み野南地区	平成22年12月	恵み野南会館
23年度	島松旭町地区	平成23年5月	旭町集会所
	島松本町地区	平成23年6月	島松公民館
	柏陽・柏木地区	平成23年6月	柏陽憩の家
	恵み野東地区	平成23年9月	恵み野東会館
24年度	恵み野北地区	平成24年4月	恵み野北会館
	柏地区	平成24年5月	大町憩の家
	島松寿地区	平成24年10月	寿会館

(H24年度末累計) サポーター養成220人 地域展開18地区 実施759回 延人数13,311人

《老人クラブ健康づくりリーダー支援》

- ・介護予防講演会等を老人クラブ健康づくりリーダーに周知し、老人クラブ会員への介護予防・健康づくりに関する情報提供の一助としてもらうことを目的に実施しました。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	介護予防講演会2回	介護予防講演会2回	介護予防講演会2回	介護予防講演会2回	介護予防講演会2回
人数	周知	周知	周知	周知	周知
延人数					

②地域ささえあい地域づくり事業（ずっと現役あんしん近所）

- ・地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目的としています。
- ・健康教育等の取り組みを通じて地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。
- ・市内に居住する高齢者の支援のための活動に関わる方を対象にしています。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	11	15	19	13	21
延人数	57	101	186	131	179

③地域ささえあい地域づくり講演会

- ・講師： NP0法人シーズネット副理事長 奥田 龍人
テーマ：高齢者の社会参加と生きがいづくり 参加者43人
～いつまでもいきいきと地域で暮らすために～

1 1. 精神保健福祉事業

(1) 精神障害者保健福祉手帳申請認定事務

	22年度	23年度	24年度
新規認定申請	42	46	40
更新認定申請	77	109	105
計	119	155	145

(2) 普及啓発

①精神保健家族学習会

- 千歳地域生活支援センター主催の千歳保健所管内の精神障害者家族学習会。恵庭市関係者2回、延7人参加しました。

②こころの健康づくり講演会（千歳保健所共催）

- 第1回 講師：北海道文教大学教授 池田官司氏
「うつ病の理解」 参加者45人

第2回 講師：札幌市立大学准教授 守村洋氏
「大切な人の悩みに気づいて下さい ～身近な人の気づき・見守りから」
参加者41人

	こころの健康づくり講演会		家族会		備 考
	回数	延人数	回数	延人数	
20年度	1	107	16	142	家族会、総会、家族学習会
21年度	1	41	19	120	家族会、総会、家族学習会
22年度	2	163	15	120	家族会、総会、家族学習会
23年度	2	191	12	81	家族会のみ
24年度	2	86	12	74	家族会のみ

(3) 相談・訪問指導

- 相談者の平均年齢は49.5歳（男性：49.8歳 女性：49.3歳）
- 疾患別では総合失調症や気分障害の相談が多く、病名不明やその他の病気等の相談など専門的知識が必要な多岐にわたる相談にも対応しています。
- 支援内容の多いものは「生活歴・病歴」や「療養、生活方針の相談、指導」でした。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
来所・電話・メール 件数	215	215	258	131	248
家庭訪問 実／延	24／59	17／30	12／22	8／8	15／26

12

	実 件 数				延 べ 件 数				
	男性	女性	不明	合計	電話	来所	訪問	メール	合計
24年度	49	49	1	99	155	67	26	0	248

	統合失調	気分障害	てんかん	依存症	知的発達	その他	不明
24年度	30	20	4	7	3	18	24

(4) 地域生活支援

①精神障害者地域活動支援センター等通所交通費助成事業

	地域活動支援センター		精神障害者通所交通費助成		
	設置箇所	延利用者数	実人員	通所施設数	助成日数
20年度	1	1,994	12	9	798
21年度	1	1,202	7	6	776
22年度			11	8	813
23年度			14	8	1,053.5
24年度			16	9	1,714.0

1 2. 障がい者自立支援事業

(1) 自立支援医療（精神）

	22年度	23年度	24年度
新規認定申請	129	138	134
更新認定申請	549	640	613
計	678	778	747

(2) 自立支援給付事業

- ①居宅介護 ②短期入所
- ③共同生活介護 ④共同生活援助
- ⑤宿泊型自主訓練 ⑥自立・生活訓練
- ⑦就労支援
- ⑧サービス利用計画

区分	居宅介護		短期入所		共同生活介護	
	実利用 人員	延回数	実利用 人員	延日数	実利用 人員	延日数
23年度	2	153	1	100	0	0
24年度	2	127	1	67	4	1,081

区分	共同生活援助		宿泊型自立訓練		自立・生活訓練		就労支援		サービス利用計画
	実利用 人員	延回数	実利用 人員	延日数	実利用 人員	延日数	実利用 人員	延日数	実利用人員
23年度	10	2,596	0	0	0	0	18	1,335	0
24年度	9	1,857	5	1,245	9	1,011	51	3,823	1

1 3. 献血事業

- 市民を対象に、北海道赤十字血液センターと連携のもと、市内各事業所等に対し、献血への協力をお願いしました。

	献血実績（人）			実施 回数
	200cc	400cc	献血者総数	
20年度	185	2,004	2,189	30
21年度	110	2,320	2,430	31
22年度	137	2,254	2,391	33
23年度	19	2,133	2,152	54
24年度	103	2,039	2,142	53

1 4. 薬物乱用防止事業

- 北海道薬物乱用防止指導員を2名推薦し、啓発活動を推進しました。

1 5. 保健センター運営協議会事業

- 平成24年度は運営協議会を3回開催し、保健事業の推進について協議しました。

	回数	開催日程	出席者数	審議内容
24年度	1	H24.8.7	8	(1) 平成23年度保健事業実施報告について (2) 平成24年度保健事業の推進について
	2	H24.11.29	7	(1) 平成24年度保健事業の実施報告について (2) 平成25年度保健事業の推進について (3) 恵庭市食育推進計画について (4) 恵庭市健康づくり計画について
	3	H25.2.26	9	(1) 恵庭市健康づくり計画について (2) 平成25年度保健事業の推進について (3) 平成25年度予算の概要について (4) 恵庭市食育推進計画について (5) 恵庭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

16. 保健センター維持管理事業

- 保健センターの施設について下記の改修・修繕等を実施しました。
 - 電話回線増設工事（健診申し込み受付時等の混雑緩和のため）
 - 消火器の入れ替え・非常口誘導灯の予備電池交換（消防設備点検結果に基づく）
 - 空調設備の経年劣化等に伴う故障部品の交換・修理
 - その他（水飲み場・トイレ故障修繕、非常用発電機バッテリー交換等）

17. 保健センター運営事業等

（1）医療顧問の設置

- 平成23年度より、保健センターに医療顧問を設置しています。
医療顧問 南 秀樹医師

（2）広報啓発

- 保健センター事業の市民周知を図るため、「市民健康カレンダー」を市広報誌4月号と同時配布しました。
- 市ホームページを活用し、各種保健事業の周知を図りました。

（3）各種補助事業

- ①休日等歯科救急診療補助事業
- （財）千歳歯科医師会が実施する日祝日及び年末年始の歯科救急診療業務の運営の助成を恵庭市・千歳市・北広島市の3市で実施しました。
 - 恵庭市診療日数31日（GWと年末年始の3医療機関体制も含む）
 - 診療時間 午前9時30分～12時30分

《歯科診療の休日当番実施状況》

	実施回数	患者数	1回平均
20年度	28	98	3.5
21年度	28	108	3.9
22年度	26	114	4.4
23年度	31	99	3.2
24年度	31	105	3.4

II 予算執行状況（平成24年度）

※単位：千円

事業項目	最終予算 ①	実績 ②	比較①－②	備 考
健康診査等事業	46,943	32,125	14,818	
健康診査等事業	2,276	1,493	783	肝炎ウイルス検診個別勧奨
各種がん検診事業	29,612	22,417	7,195	
がん検診推進事業	15,055	8,215	6,840	働く世代の大腸がん検診推進事業
※ 特定保健指導	5,201	5,066	135	予算執行は国民健康保険課
健康増進事業	3,399	3,047	352	
健康教育・健康相談事業	1,639	1,473	166	
健康まつり事業	1,346	1,287	59	
機能訓練・訪問指導事業	414	287	127	
母子保健事業	52,035	43,970	8,065	
歯科保健事業	3,947	3,577	370	
食育推進事業	353	349	4	
予防接種事業	84,169	69,918	14,251	
子宮頸がん等予防接種事業	55,706	52,139	3,567	
感染症予防事業	145	125	20	
夜間診療所運営事業	89,116	85,586	3,530	
救急医療対策事業	110	37	73	
介護予防事業	7,302	6,804	498	
二次予防事業対象者把握事業	4,928	4,706	222	
通所型介護予防事業	1,714	1,596	118	
訪問型介護予防事業	90	25	65	
介護予防普及啓発事業	387	318	69	
地域介護予防活動支援事業	183	159	24	
精神保健福祉事業	504	468	36	
保健センター運営協議会事業	165	134	31	
保健センター維持管理事業	19,423	19,423	0	
保健センター防音機能復旧事業	1,576	1,386	190	ボイラー入れ替え工事 (H24設計、H25本工事)
保健センター運営事業	23,387	21,029	2,358	
計	393,481	345,183	48,298	

事業項目	予算 ①	実績 ②	比較①－②	備 考
一般会計	380,474	332,845	47,629	
衛生費				
民生費	504	468	36	
介護保険特別会計	7,302	6,804	498	
国民健康保険特別会計	5,201	5,066	135	
計	393,481	345,183	48,298	

(2) 平成25年度保健事業の推進について

資料2

① 恵庭市夜間・休日急病診療所名称変更・管理人配置について

1. 目的

保健センター併設の夜間急病診療所について、平成23年5月より土曜休日の日中診療体制を拡大したことに伴い、実態にそぐわなくなっていた名称を変更し、市民へ診療体制の正確な認知を図る。

また、設備保安・不審者対策の観点から、試行として夜間診療時に管理人を配置し、診療所の安全確保を目指す。

2. 事業概要

(1) 名称変更 (平成24年10月16日開催の恵庭市救急医療対策会議で承認)

・平成25年4月1日より 恵庭市夜間急病診療所 から
恵庭市夜間・休日急病診療所 へ

(2) 夜間管理人配置

- ・配置開始日 平成25年4月1日
- ・配置予定 休診日（年末年始）を除く全ての日（平成25年度：359日）
19:30～翌7:00
- ・配置人員 1名（5名によるローテーション）
- ・委託先 恵庭市シルバー人材センター
- ・主な業務 診療所内外の見回り、機械設備異常時初期対応、不審者・火災等発生時の通報等

※平成25年6月末現在、重大事故等の発生はなし。

② 保健センター防音機能復旧事業について

1. 目的

老朽化により近年修理費のかさんでいる保健センター冷暖房設備の入れ替え工事を行い、乳幼児健診等の際に不可欠な施設の冷暖房機能の安定を図る。

2. 事業概要

(1) 工事内容 吸収式冷温水器（空調設備）および温水器（給湯設備）の入れ替え

※現設備撤去後、新設備搬入・組み立て。

(2) 工事期間 平成25年6月26日～平成25年10月24日（予定）

(3) 事業費等 総事業費：29,593,200円

※うち10,697,000円については、北海道防衛局からの補助金
（防衛施設周辺対策事業補助金）によりまかなう（交付決定済）。

3. 保健事業への影響と対応

工事期間中は保健センター及び夜間・休日急病診療所の冷暖房が使用不可となる。

- ・夏季に検診を受ける乳幼児の健康への影響が懸念されるため、7月～9月の乳幼児検診については市民会館に会場を移した（健康カレンダー、市広報により市民周知）。
- ・夜間・休日急病診療所についても患者等への影響が懸念されることから、診察室に仮設冷房を設置するなどの対応をとった。

③ 予防接種事業の変更等について

○BCGワクチン接種の個別接種化

ワクチンの種類が増加し、乳幼児の予防接種スケジュールが過密化していることから、保護者がかかりつけ医と相談のうえ、適切に予防接種スケジュールが組み立てられるよう、従来月1回集団接種として保健センターで実施していたBCGワクチン接種を、医療機関による個別接種に移行。

- ・平成25年4月1日より
- ・市内5医療機関
- ・接種実績（平成25年度6月末現在） 45人（前年度同月末比82人の減）

今年度より、対象年齢が「生後6ヶ月まで」から「生後12か月まで」になったため、接種時期が後ろ倒しされているための減と推察される。

⇒これにより、市の予防接種事業は全て個別接種となった。

○子宮頸がん予防ワクチン等接種事業

同ワクチン等3ワクチンについては任意の予防接種であったところ、当市では平成23年1月より実施していたが、平成25年4月の予防接種法改正に伴い自治体が事業実施義務を負う法定の予防接種（定期接種）へ移行した。

- ・対象3ワクチン (1)子宮頸がん予防ワクチン
(2)ヒブワクチン
(3)小児用肺炎球菌ワクチン
- ・平成25年4月1日より定期接種化
- ・市内16医療機関
- ・接種実績（平成25年度6月末現在） 子宮頸がん予防： 77人（前年度同月末比123人の減）
ヒブ： 577人（前年度同月末比69人の増）
小児用肺炎球菌： 539人（前年度同月末比8人の増）

3ワクチンは基本として複数回接種であり、上記人数はいずれも延べ人数。子宮頸がん予防：3回接種、ヒブおよび小児用肺炎球菌：初回接種年齢により1～3回

④ 二次救急医療機関への助成について

1. 目的

市の救急医療体制の確保と充実を図るため、市内の二次救急医療機関（救急告示病院）に対して助成を行う。

2. 助成内容

- (1) 助成対象 市内の救急告示病院（恵み野病院、恵庭第一病院、我汝会えにわ病院）

※救急医療体制…市内においては、自力で受診・帰宅可能な軽症患者への応急手当を担う**一次救急（夜間・休日急病診療所または在宅当番医）**と、入院を要する程度の患者に救急車受入などにより対応する**二次救急**とで構築されている。当市の二次救急医療機関は全て北海道の救急告示病院認定を受けている。

- (2) 助成金額 【定額割】 1医療機関あたり年額300千円
【搬送人員割】 市救急隊による搬送人員1人当たり3千円

3. 実施要綱

・平成25年5月28日付制定（別紙の通り）

4. 助成の流れ

時期		医療機関→市		市→医療機関
当年度	3月	補助金交付申請書 補助金算出額内訳書	の提出 →	補助金交付決定書の送付
次年度	4月	補助金実績報告書 補助金実績額内訳書	の提出 →	補助金交付額確定通知書の送付
	5月	補助金請求	→	補助金交付

⑤ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

⑥ 恵庭市健康づくり計画の推進について

上記⑤、⑥につきましては、当日、別紙により資料を配布しご説明いたします。

○恵庭市二次救急医療対策事業補助金交付要綱

平成25年5月28日

(目的)

第1条 この要綱は、傷病者の状況に応じ、より高度な医療を提供する恵庭市内の私的二次医療機関に対し交付する補助金に関し必要な事項を定めることにより、救急医療体制の確保と私的二次医療機関による受入れを円滑に行い、本市の救急医療をより充実させることを目的とする。

(補助事業者)

第2条 この要綱において、補助事業者とは、北海道が認定した二次救急告示医療機関のうち次に掲げる医療機関とする。

- (1)医療法人北晨会恵み野病院
- (2)医療法人浩仁会恵庭第一病院
- (3)医療法人社団我汝会えにわ病院

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる方法により算出した金額の合計額とする。

(1)定額割

1 医療機関当たり30万円とする。

(2)搬送人員割

恵庭市救急隊による搬送人員1人当たり3,000円とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、各年度の3月10日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、補助金算出額内訳書（様式第2号）を添付しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付を申請した年度の翌年度の4月14日までに、補助事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、補助金実績額内訳書（様式第5号）を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金交付決定通知書に記載した内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、前条の規定に基づく補助金の額を確定した後に、交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の決定をしたときは、補助金交付決定(全部・一部)取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から実施する。

⑤ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

1. 目的

平成21年の新型インフルエンザ発生を踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症への対策を整備するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成24年5月11日公布、同25年4月13日施行された。

同法により、市町村には対策本部条例の制定と、市町村行動計画の策定が求められることから、今後国・道が示すガイドライン、マニュアル等に基づき市町村行動計画を策定・公表することとしている。

(※対策本部条例については本年4月1日付施行済み。)

2. 計画策定スケジュール（予定）

平成25年度												平成26年度
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
恵庭市新型インフルエンザ等対策本部条例施行(4/1)				市町村行動計画策定				センター運営協議会 医師会・関係機関説明 道行動計画公表		パブリックコメント(意見公募)	センター運営協議会	議会報告
特措法施行(4/13)		国行動計画・ガイドライン等例示		センター運営協議会								計画公表

- ・今後公表される道行動計画ならびに付随する市町村行動計画の指針等を踏まえ、市町村行動計画を策定し、11月～12月に開催予定の第2回保健センター運営協議会にはかる。
- ・運営協議会での承認後、パブリックコメントを募集し、結果等を2月に開催予定の第3回センター運営協議会で報告。
- ・議会報告の後、平成26年4月以降早期に計画を公表する。

⑥ 恵庭市健康づくり計画(後期計画)の推進について

1. 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間

2. 基本的な方向

- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- 生活習慣及び社会環境の改善
- 健康を支え、守るための社会環境の整備

3. 基本的な方向に沿った『9つの領域設定』

- (1) がん
- (2) 循環器疾患
- (3) 糖尿病
- (4) 栄養・食生活
- (5) 身体活動・運動
- (6) 休養・こころの健康
- (7) 喫煙
- (8) 飲酒
- (9) 歯・口腔の健康

4. がん対策の推進について

- (1) 目標 「がん検診受診率の向上」 および「75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少」
- (2) がん検診実施体制

検診	検診内容	対象者	受診間隔	集団検診	送迎バス	個別機関
胃がん	胃部X線検査（バリウム）	40歳以上＊	年1回	8回	12回	9機関
肺がん	胸部X線検査・喀痰細胞診	40歳以上＊	年1回	8回	13回	9機関
大腸がん	便潜血検査	40歳以上＊	年1回	8回	12回	9機関
子宮頸がん	子宮頸部細胞診	20歳以上	2年に1回	4回	12回	6機関
乳がん	視触診・乳房X線	40歳以上＊	2年に1回	5回	12回	8機関

＊恵庭市では35歳以上

※ がん検診推進事業

特定の年齢に達した市民に、検診料金無料クーポン券を送付。

対象年齢	子宮頸がん	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性
	乳がん	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性
	大腸がん	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男性および女性

(3) 平成25年度のがん検診受診率向上対策

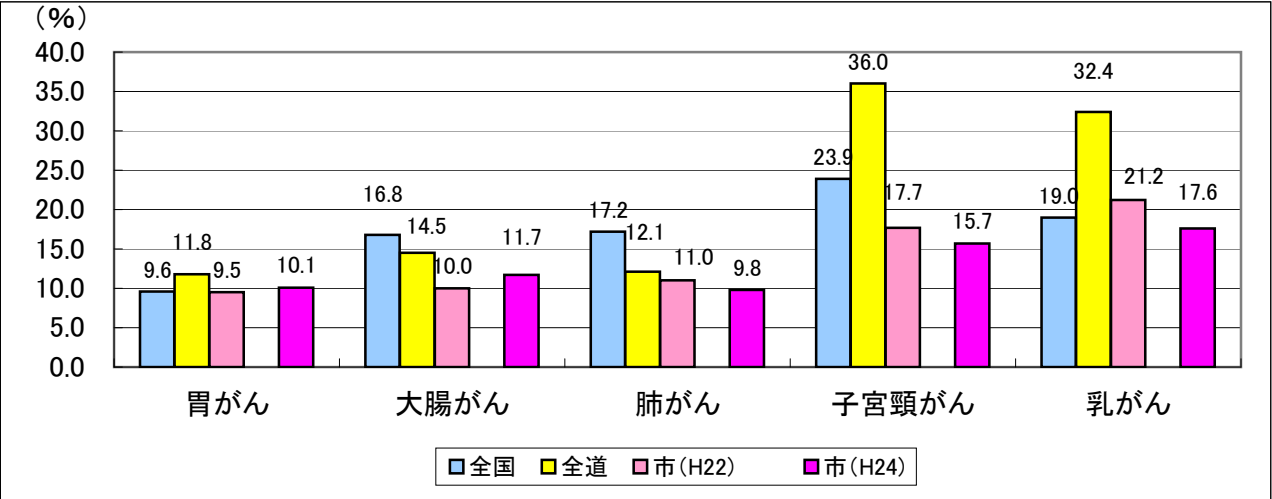
- 子宮がん・乳がん集団検診日に、大腸がん検査キット回収を実施
- 送迎バス検診日にも、大腸がん検診キット回収を実施

5. がん検診の受診率等実績

裏面グラフ等参照願います。

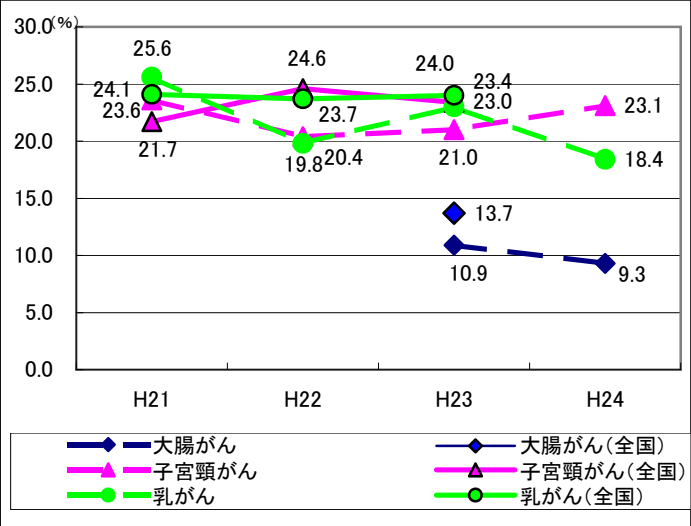
6. 今後の受診率向上にむけて

【1. がん検診受診率の比較】



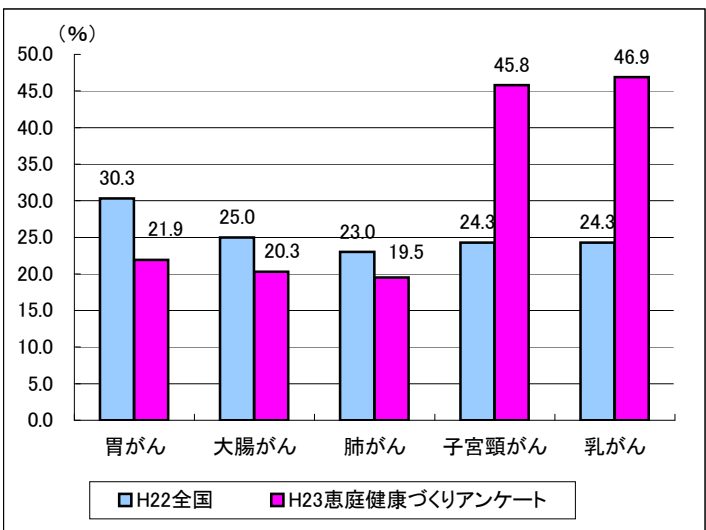
※厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告

【2. 無料クーポン券 利用率】



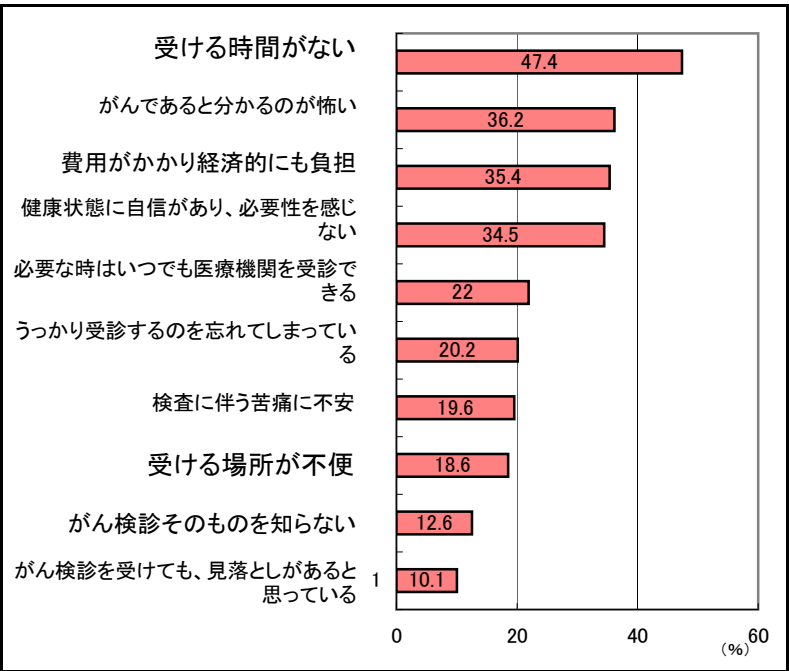
※厚生労働省・保健課調べ

【3. がん検診受診率(国民生活基礎調査と健康づくりアンケートから)】



※国民生活基礎調査と恵庭市健康づくりアンケートから

【4. がん検診を受けない理由】



※内閣府「がん対策に関する世論調査(2013.1)」から

【5. 発見がんと受診状況】

	H23		H24	
	発見がん	うち初回受診者	発見がん	うち初回受診者
胃がん	2	0	5	1
大腸がん	4	1	8	5
肺がん	0	0	1	1
子宮頸がん	0	0	0	0
乳がん	2	1	7	3
計	8	2	21	10

(人)

○平成25年度第1回保健センター運営協議会
事前質問・意見と回答

当日資料3

事前にお配りした資料に関しまして、あらかじめ委員の皆様にご質問・ご意見をいただいておりますので、事務局より回答いたします。

通し 番号	質問・意見元	分 類	内 容	所管	回 答
1	松下委員 (市薬剤師 会)	【質問】 夜間・休日急病診療所 の運営について	夜間や休日に救急外来が増加することにより診療所の外来患者診療費未払い金の発生状況はどうか。あれば回収状況(または率)はどうか。 (一般に公立の病院の回収率は低いと聞いているが…)	庶務S	・夜間・休日急病診療所では、一次救急医療機関ということもあり、高度な治療や検査は行わないため、患者の自己負担は数百円～数千円程度と低額であり、未払い金の額・発生状況とも少ないと考えております。 具体的な数字を挙げますと、 ・平成24年度の未払い金発生件数は16件で51,200円(1件あたり3,200円)でありました。、そのうち14件、47,160円は後日、お支払いを頂き回収済みとなっており、残る未払い金額は2件で4,940円となっております。 ・回収率は、金額ベースで92.1%となります。 ・また、平成24年度の夜間・休日急病診療所の収入診療費総額は、患者負担分、保険分を合わせた10割で37,697,112円となっており、未払い金を含めて99.99%の収納率となっております。 なお、未払い金が発生した場合は、数日～数週間程度のうちに支払いに來られるケースが殆どですが、中には何度か電話連絡しても連絡が取れない場合があり、そうした未納者に対しては、督促状を送付し、更に、郵便物が「宛先不明」で戻ってきた場合は、転居先住所を調査し確認後、再度、督促状を送付し強く支払いを促すことで対応している状況であります。

○恵庭市保健センター条例

平成7年6月30日

条例第20号

改正 平成14年6月20日条例第19号

平成20年2月29日条例第4号

平成24年3月1日条例第1号

(設置)

第1条 地域保健対策の拠点として、市民の健康保持、増進及びその他健康に関する必要な事業を行うため、恵庭市保健センター(以下「保健センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 保健センターの位置は、恵庭市南島松828番地3とする。

(業務)

第3条 保健センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康相談、保健指導及び健康診査に関すること。
- (2) 予防接種に関すること。
- (3) その他保健センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(職員)

第4条 保健センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(運営協議会)

第5条 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく計画及び健康保持、増進その他健康に関する事項を協議するため、恵庭市保健センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織及び任期)

第6条 協議会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる団体のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健所及びその他の関係行政機関
- (2) 医師会、歯科医師会及びその他の保健医療関係団体
- (3) 社会福祉協議会及びその他の福祉関係団体

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(入館の制限)

第7条 保健センターに、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 施設及び設備等を損傷するおそれのある者
- (3) 保健センターの管理上、支障のある者と認められる者
- (4) その他市長が入館を不相当と認める者

(損害の賠償)

第8条 入館者は施設、設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第25号で平成7年9月4日から施行)

附 則(平成14年6月20日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年2月29日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○恵庭市保健センター条例施行規則

平成7年8月30日

規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、恵庭市保健センター条例(平成7年条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の勤務時間等)

第2条 恵庭市保健センター(以下「保健センター」という。)に勤務する職員の勤務時間等は、恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第20号)の規定を準用する。

(遵守事項)

第3条 保健センターの入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 危険物を持ち込まないこと。
- (4) 施設内で、看板若しくはポスターの掲示、物品の配布若しくは販売又は金品の寄附若しくは署名等の行為を行わないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

(運営協議会)

第4条 条例第5条の規定に基づく恵庭市保健センター運営協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、次の各号の規定による。

- (1) 会議は、定例会及び臨時会とする。
- (2) 会議は、会長が招集する。
- (3) 定例会は、年2回開催する。
- (4) 臨時会は、必要の都度開催する。
- (5) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議長は、会長をもって充てる。

(7) 会議において表決の必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、保健センターに置く。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年9月4日から施行する。